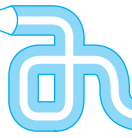


2月16日(水)
、
3月15日(火)



問 館林税務署 ☎(72)4373 役場税務課 ☎(84)3111

町の相談日

会場：ふるさと産業文化館
(受付時間 午前9時～11時30分・午後1時～4時)

月 日	該当行政区	
	午 前	午 後
2月16日(水)	川俣・入ヶ谷	梅 原
17日(木)	田 島	中 谷
18日(金)	南大島	
21日(月)	新 里	
22日(火)	矢 島	大佐貫
23日(水)	大 輪	須 賀
24日(木)	江 口	上江黒
25日(金)	千津井	斗合田・下江黒
28日(月)	南大島	
3月1日(火)	梅 原	
2日(水)	大佐貫	矢 島
3日(木)	須 賀	大 輪
4日(金)	川俣・入ヶ谷	田 島
7日(月)	中 谷	
8日(火)	新 里	
9日(水)	上江黒	江 口
10日(木)	斗合田・下江黒	千津井
11日(金)	全地区対象	
14日(月)	全地区対象	
15日(火)	全地区対象	

申告期間中、役場税務課での申告相談は行いませんので、ご注意ください。

住民税

住民税(町・県民税)は、私たちに最も身近な税です。町や県を住みやすく豊かにするために使われます。

申告していただくかた

平成17年1月1日現在で明和町に住んでいて、平成16年中に所得のあったかた
平成16年中に明和町に転入したかた(給与所得者も含まれます)

申告しなくてもよいかた

税務署に所得税の確定申告をし

たかた

収入が給与所得だけで、勤務先から給与支払報告書が役場に提出されているかた
生活保護法の規定により、生活扶助を受けているかた

申告の方法は

申告の方法は

申告書は、申告の必要があると思われるかたに、2月上旬に郵送されます。昨年中の所得金額を自分で計算して記入する自主申告制です。必要事項を記入し、押印して提出してください。

なお、所得控除のうち雑損・医療費・社会保険料・小規模企業共済等掛金・生命保険料・損害保険

料等の控除を受ける場合は、領収書・証明書を添付してください。(平成16年中のもの)

介護保険の医療費控除を受ける場合は、介護保険法等に規定する領収書を申告書に添付してください。広報めいわ14ページに控除関係の説明文が記載されています。

なるべく指定日に

期間中の都合のいい日に申告していただくのが原則ですが、申告の待ち時間を少なくするため、あらかじめ次の日程表のとおり相談日を指定しています。

税制改正で今回の申告から変わる主なもの

住民税所得税両方に係るもの

配偶者特別控除のうち、控除対象配偶者について配偶者控除に上乗せして適用される部分の控除の廃止。

〔住民税控除の場合、配偶者控除と配偶者特別控除の合計額が最高66万円が33万円(老人や障害者等の割増控除がない場合)〕

長期譲渡所得の100万円特別控除の廃止と税率の引き下げ。

(所得税と住民税の税率の計26%が20%)

土地譲渡益と他の所得との損益通算の廃止。

住民税に係るもの

均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で、夫と同じ市町村内に住所を有するかたに対する均等割非課税措置の廃止。(17年度分については、その税率を1/2(2,000円)に軽減)